

平成22年7月13日判決言渡同日原本領收 裁判所書記官 大松繁雄

平成21年(ワ)第15178号 慎謝料請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年6月1日

判

決

原 告
訴訟代理人弁護士

武 内 更 一

東京都世田谷区北沢2丁目8番18号

被 告

財団法人

世田谷トラストまちづくり

代表者理事

佐 藤 洋

訴訟代理人弁護士

橋 本 勇

同

羽 根 成

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及び 理 由

第1 原告の請求

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成21年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張等

1 事案の概要

本件は、被告に勤務している原告が、その資質・能力に合った部署への異動を希望したのに長年無視されたことなどによって、精神的苦痛を被ったなどを主張して、被告に対し、不法行為に基づく慰謝料500万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成21年5月29日から支払済みまで民法所定の

年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めている事案である。

2 前提事実（証拠等の記載のあるもの以外は争いがない）

(1) 当事者等

ア 財団法人世田谷都市整備公社（以下「整備公社」という）は、世田谷区の都市整備に関連する事業を推進することにより、都市機能の維持増進と生活環境の整備改善に努め、もって区の健全な発展と住民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された法人であり、平成10年当時、都市再開発事業等を所管する開発・保全課都市開発係（以下「開発部門」という）、不動産の維持、苦情処理、相談対応等を所管する管理・住宅課（後に住宅・施設課）住宅係（以下「住宅部門」という）等で構成されていた。

被告は、平成18年4月1日に設立されて、整備公社のすべての事業等を承継した。

イ 原告（昭和39年7月生）は、昭和62年3月、東京農業大学農業工学科を、平成4年3月、東京理科大学工学部第二部建築学科をそれぞれ卒業して、平成7年3月、早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻建築学専門分野都市計画部門を修了した。

(2) 事実経過等

ア 原告は、早稲田大学大学院在学中の平成6年4月、整備公社に非常勤で就職して、開発部門（当時の都市開発課開発係）で仕事をした。

原告は、平成7年4月、整備公社の常勤正規職員として雇用され（労働契約書に、整備公社は原告を「建築技術の正規職員として雇用する」という定めがある。甲1）、開発部門（上記開発係）に配置されて、世田谷区の都市整備事業、市街地再開発事業の推進等に従事していた。

平成11年4月、整備公社の組織変更があり、開発部門は、まちづくりセンター防災街づくり担当係に再編成されたが、原告は、そのとき、住宅部門（住宅・施設課住宅係）の事務職に配置転換されて、開発部門を離れた。

イ 原告は、住宅部門において、世田谷区北沢の事務所で、「せたがやの家」（民間で建築した集合住宅を世田谷区が一定期間借り上げて対象者に賃貸する公的な住宅）に関する入居契約、入居者の所得の認定等の事務を担当していたが、その事務が大学院等で学んだ専門分野と関係しないことに強い不満を抱いていた（原告本人7ページ、弁論の全趣旨）。

原告は、平成18年3月、当庁に対し、整備公社を被告として、違法な配置転換により、精神的苦痛を受け、キャリア形成の機会も失ったなどと主張して、慰謝料等の損害賠償を求める訴えを提起した（以下「別件訴訟」という）が、この請求は平成19年12月に棄却され、控訴も平成20年6月に棄却され、上告は、平成20年11月4日、「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない」という決定により終局した（乙1～3）。

ウ 被告は、平成18年4月1日に設立されて、整備公社と財団法人せたがやトラスト協会のすべての事業等を承継した（ただし、別件訴訟は承継しなかった）。被告において、整備公社の開発部門は、「トラストまちづくり課まちづくりセンター事業担当係」の所管になり、住宅部門（せたがやの家事業を含む）は、「住まいづくり課住宅係」の所管になった。

エ 原告は、被告設立後も、住宅部門での勤務を継続していたが、平成21年4月1日、同部門内で、区役所第3庁舎内の「住まいサポートセンター」に移り、区民からの苦情処理や相談業務に従事している。

3 原告の主張

(1) 被告の不法行為

ア 原告は、大学院等で建築技術の専門的学識を修得し、建築技術要員として職務限定のうえ整備公社に就職後、開発部門において都市再開発事業等に従事して、特に三軒茶屋地区の再開発事業に実績を上げた。平成20年12月には、技術士第1次試験（建設部門）に合格している。

イ そのため、原告は、平成11年4月に住宅部門に配置された後、一貫して

開発部門（被告設立後は、トラストまちづくり課）への異動を希望していた。ところが、被告は、人事権を濫用して、原告を住宅部門に配置しておく必要性がないのに、原告の専門的学識、実績、資格等に基づく正当な異動希望をことさらに無視して住宅部門に配置し続け、あげくに、平成21年4月1日、住まいサポートセンターへの配置転換を強行した。

（2）原告の損害

ア その結果、原告は、多大な精神的苦痛を被った。その慰謝料は、原告を住宅部門に配置し続けた点について300万円、住まいサポートセンターへの配置転換を強行した点について200万円を下回らない。

イ なお、被告は、本件の請求が別件訴訟の事実上の蒸し返しであって不当などと主張する。しかし、被告の事業と整備公社の事業は、その規模や範囲が異なるから、被告の主張は失当である。

第3 裁判所の判断

1 前提事実と証拠（甲19、原告本人のほか、各所に記載したもの）と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

（1）原告は、平成7年4月、整備公社に、建築技術の正規職員として雇用されて（甲1）、開発部門で三軒茶屋地区の都市再開発事業等に従事した。

原告は、東京理科大学や早稲田大学大学院で建築学（都市計画）を学んだ経歴を有し、平成20年12月には、技術士第1次試験（建設部門）に合格した（甲24）。

しかし、原告は、平成11年4月1日、住宅部門（住宅・施設課）勤務の人事命令の発令を受け（甲7）、世田谷区北沢の事務所で、「せたがやの家」（民間で建築した集合住宅を世田谷区が一定期間借り上げて対象者に賃貸する公的な住宅）に関する入居契約、入居者の所得の認定等の事務を担当していたが、その事務が大学院等で学んだ専門分野と関係しないことに強い不満を抱いていた。

(2) 原告は、平成12年3月現在の職員意向調査（甲10）において、開発部門への異動を希望し、職務に対する満足度、能力発揮度、適性の自己評価を、いずれも最低（全く満足していない等）として、「専門性を有しない職務は、私のやるべき仕事ではない。大いに不満である。これまでの経験、実績等の積み上げを反故にされた配転で、能力は全く発揮できない。一般事務には特別の資質・能力は必要ない。私の持つ資質・能力は一般事務向けのものではない。よって全く適性は無い。以上のような状境に私を追い込んだということは、私に対するいやがらせ、報復である。人権侵害もはなはだしい」、「私怨を晴らすためとしか思えない一方的な異動命令により数多くの不利益をこうむった。採用時の約束等を全く考慮せず、いやがらせ、報復を目的とした異動命令は人事権の濫用であり不法行為である。すみやかに非を認め、採用時の約束どおりの職務への復帰を求めるとともに損害についても補償してもらいたい。さもなくば、こちらも何らかの処置を行うつもりである。私は再開発、まちづくりのスペシャリストである」、「心因性によると思われる体調不良に苦しまれている。ガマンも限界である。不当な配転をされてなお前向きに仕事に取り組む奇特な人間がいる訳がない。人権侵害もいいかげんにしてほしい。このまま続けるのであれば私にも考えがある」などという意見等を記載した。

原告は、平成19年3月現在の職員意向調査（甲12）においても、上記と同じく開発部門への異動を希望し、「これまで努力してきたことが活かせない不動産屋のやるような仕事はやりがいが無い」、「都市プランナーとしてのキャリア形成が全く出来ない。技術士、土地区画整理士等、資格試験の受験資格が得られない。様々な困難事例に対処して来ても何の評価もされない。よって、現在、全く無為な日々を送る状況である」、「人事異動の前提となる評価は人の一生を左右する。不当な人事をすればその人の将来は台無しになる。これまで区から来た人事権者のほとんどは、私的感覚の入った人事をしてき

た。（中略）私は非常に不当な人事を受けており、人生キャリア形成にも多大な悪影響が出ていることを認識してもらいたい」などという意見を記載した。

(3) 原告は、平成21年2月、代理人弁護士を通じて被告に対し、配属等の処遇に関し協議をすることの申入れをしたが（甲13）、被告は、「人事については、個々に協議するものではなく、申し入れについてはお受けできません」と回答してこれを拒否した（甲15）。

原告は、平成21年4月1日、同部門内で、区役所第3庁舎内の「住まいサポートセンター」に移り、住宅相談（区民からの苦情処理や相談業務等）に従事していたが（甲16）、平成22年4月1日、担当事務が賃貸物件情報提供サービスに変わった（甲21）。

2 認定事実等に基づく判断

(1) 原告は、前身の整備公社時代の平成11年4月から、10年以上にわたり住宅部門の事務に従事してきた（被告が原告に仕事を担当させないような状況はない）。その間、配転無効等を理由とする損害賠償請求（別件訴訟）は、棄却の判決が確定している（その中で、原告と整備公社の間の労働契約の職種限定契約性は否定されている。乙1・7ページ）。原告は、職員意向調査において、詳細な意見等を述べているが、これらは、人事上の処遇に対する不満にすぎず、被告が嫌がらせ目的で原告の異動希望を無視したことを裏付けるものは見当たらない。

このような事実によれば、被告において、原告を住宅部門に配置しておく必要性がないということはできないし、被告が不当な目的をもって原告を異動させないと認められない。

(2) 原告は、整備公社時代に開発部門から住宅部門に異動するときに、人事命令の発令を受けたが（甲7）、平成21年4月、住まいサポートセンターに移るときに辞令等の人事命令が発せられた形跡がない。また、同センターは、「せたがやの家」と同じく、被告住まいづくり課住宅係の担当事務である。そう

すると、原告が同センターに移ったのは、一部署における担当事務の変更にすぎないのであり、人事命令によるものとはいえない。

仮に、人事命令による配転であったとしても、配置先は10年以上にわたり担当していたものと同じ係の事務であり、勤務場所が変わることで同じ世田谷区内であるから、原告に不当な不利益を課すものとはいえない。

第4 本件の結論

以上のとおりであるから、そのほかの争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。したがって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第11部

裁 判 官 松 田 典 浩

これは正本である。

平成 22 年 7 月 13 日

東京地方裁判所民事第 11 部

裁判所書記官 大 松 繁

